

# 教員養成段階での学校安全・危機管理に関する教育 — 国立大学教員養成課程のシラバス分析から —

熊丸 真太郎\*

Shintaro KUMAMARU

How School Safe and Risk Management are Taught on Teacher Preparation System?

## ABSTRACT

今後の教職課程に求められる「学校安全への対応」を、現行の教員養成教育ではどのように取り上げているかを明らかにした。分析の対象は、国立大学教員養成課程のシラバスであり、テキストマイニングの手法を用いて統計的に分析した。その結果、学校安全・危機管理を取り上げる授業は、中等教育の保健体育科教員及び養護教諭養成課程に集中していること、学校安全・危機管理を取り上げている授業科目でも、授業に占める割合は高くはないことが明らかとなった。また、一部の大学では、教員養成段階の学生が、学校安全・危機管理を学ぶ授業科目を開講しており、実践的、技術的な内容のみならず、理論的、制度的な内容を学ぶ機会を提供していることを明らかにした。

【キーワード：危機管理，学校安全，教員養成】

## 背景と目的

中央教育審議会は、2015年12月の「これからの学校教育を担う教員の資質能力の向上について～学び合い、高め合う教員育成コミュニティの構築に向けて～（答申）」で、教員養成に関する改革の具体的な方向性として、教職課程のカリキュラムについて以下の点を示した。

- (1) 教職課程における科目の大きくくり化及び教科と教職の統合
- (2) 学校インターンシップの導入
- (3) 教職課程の質の保証・向上

また、教員養成段階に限らず、教員研修・養成において対応すべき教育課題として、アクティブ・ラーニングの視点からの授業改善、ICTを用いた指導法、道徳教育の充実、外国語教育の充実、特別支援教育の充実が挙げられた。

上記の方向性や教育課題を反映した教職課程の「見直しのイメージ」が図1であり、幼稚園、小学校、中学校について2017年3月に告示された新学習指導要領の方向性とも関連している。この「見直しのイメージ」で着目すべきは、教育の基礎的理解に関する科目の各科目に含めることが必要な事項の「教育に関する社会的、制度的又は経営的事項」に、学校と地域との連携及び学校安全への対応を追加したことである。

学校と地域との連携は、新学習指導要領が目指す「社会に開かれた教育課程」とも関連し、教員が教育活動を展開していくうえで理解しておくべき事項である。

しかし、学校安全は学校と地域との連携や、先述の教員養成において対応すべき教育課題とは若干異なる。文

## 見直しのイメージ

別紙

■の事項は備考において単位数を設定

	各科目に含めることが必要な事項	専修	一種	二種
教科及び教科の指導法に関する科目	イ 教科に関する専門的事項※「外国語」を追加。 □ ■各教科の指導法（情報機器及び教材の活用を含む。）（各教科それぞれ1単位以上修得） ※「外国語の指導法」を追加。	30	30	16
教育の基礎的理解に関する科目	イ 教育の理念並びに教育に関する歴史及び思想 □ 教職の意義及び教員の役割・職務内容（チーム学校への対応を含む。） ハ 教育に関する社会的、制度的又は経営的事項（学校と地域との連携及び学校安全への対応を含む。） ニ 幼児、児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程 ホ ■特別の支援を必要とする幼児、児童及び生徒に対する理解（1単位以上修得） ヘ 教育課程の意義及び編成の方法（カリキュラム・マネジメントを含む。）	10	10	6
道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する事項	イ ■道徳の理論及び指導法（一種：2単位、二種：1単位） □ 総合的な学習の時間の指導法 ハ 特別活動の指導法 ニ 教育の方法及び技術（情報機器及び教材の活用を含む。） ホ 生徒指導の理論及び方法 ヘ 教育相談（カウンセリングに関する基礎的な知識を含む。）の理論及び方法 ト 進路指導（キャリア教育に関する基礎的な事項を含む。）の理論及び方法	10	10	6
教育実践に関する科目	イ ■教育実習（学校インターンシップ）（学校体験活動）を2単位まで含むことができる。（5単位） □ ■教職実践演習（2単位）	7	7	7
大学が独自に設定する科目		26	2	2
		83	59	37

※「教科に関する科目」、「教職に関する科目」、「教科又は教職に関する科目」の3区分は廃止し、総単位数以外は全て省令において規定。

※「教科及び教科の指導法に関する科目」、「教育の基礎的理解に関する科目」、「道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目」においては、アクティブ・ラーニングの視点等を取り入れること。

※教育実習に学校インターンシップ(2単位)を含む場合には、他の学校種の免許取得における教育実習の単位流用(2単位)を認めない。

図1 教職課程の見直しのイメージ（小学校）

\* 島根大学大学院教育学研究科教育実践開発専攻

部科学省（2010）は、学校安全を「学校安全の活動は、児童生徒等が自らの行動や外部環境に存在する様々な危険を制御して自ら安全に行動したり、他の人や社会の安全のために貢献したりできるようにすることを目指す安全教育と、児童生徒等を取り巻く環境を安全に整えることを目指す安全管理、そして両者の活動を円滑に進めるための組織活動という三つの主要な活動から構成されている。」と定義している。学校安全は単なる教育活動ではなく、学校経営上の取組を含む幅広い概念である。

学校安全は、2009年の学校保健法の学校保健安全法への改正を受け、学校の経営課題として重要視される度合いが高まってきた。もちろん、それ以前にも交通安全や生活安全を中心に、幼児・児童・生徒が自ら安全を確保できるようになるための教育や、教職員が安全な学校環境を整備することは行われてきた。

学校保健安全法への改正以前は、学校での幼児・児童・生徒や教職員の安全を確保することについて、危機管理という表現も用いられていた。それは、2001年に大阪教育大学附属池田小学校で起こった外部からの侵入者による児童殺傷事件の影響が大きい。安全であるはずの学校で、外部からの侵入者が校内で児童に危害を加えたことは社会全体に大きなインパクトを与えた。それ以降、不審者対応や、登下校中の連れ去り予防など、明らかに人為的な「危機」をいかに防ぎ、対応するかに焦点を当ててきた（例えば、文部科学省による「学校への不審者侵入時の危機管理マニュアル」（2002年12月）、「学校の危機管理マニュアル—子どもを犯罪から守るために—」（2008年1月）など）。

ただし、2011年の東日本大震災を契機として、教育行政機関や学校は、自然災害時の対応や、防災に関する取り組みにも関心を向けてきた。さらに、学校での幼児・児童・生徒の安全ということ言えば、熱中症の予防や、アレルギーを持つ児童・生徒への適切な対応など、対応すべき事項は数えきれない。

なお、「学校安全」と「危機管理」という概念は、「学校安全」が「学校安全の活動は、児童生徒等が自らの行動や外部環境に存在する様々な危険を制御して、自ら安全に行動したり、他の人や社会の安全のために貢献したりできるようにすることを目指す安全教育と、児童生徒等を取り巻く環境を安全に整えることを目指す安全管理、そして両者の活動を円滑に進めるための組織活動という三つの主要な活動から構成されている。」（文部科学省（2010））のに対し、「危機管理」は「人々の生命や心身等に危害をもたらす様々な危険が防止され、万が一事件・事故が発生した場合には、被害を最小限にするために適切かつ迅速に対処すること」（文部科学省（2003））と定義される。危機管理は、さらに事前の危機管理（リスク・マネジメント）と事後の危機管理（クライシス・マネジメント）に分かれる。リスク・マネジメントは、危機（事件・事故）を防ぐための取り組みとして、幼児・児童・生徒への教育活動も含むものである。そのため、学校安全と危機管理は、概念的に大きな重なりを持

つものだといえる。

本研究では、学校の構成員（幼児・児童・生徒及び教職員）が安全に学校で生活できる環境を保障すること、また安全を脅かす何らかの事態が生じたときに被害を最小限に食い止めるという概念の中核は共通であるとして、学校安全・危機管理を明確に区別しては用いない。

学校安全・危機管理では、教職員の果たす役割は非常に大きい。そのため、2009年から導入された教員免許状更新講習では、当初すべての教員が受講する必修領域の内容として「学校における危機管理上の課題」を含めることとされていた（2016年度からは、選択必修領域としての位置づけとなった）。また、文部科学省初等中等教育局健康教育・食育課（2017）によると、2015年度中に学校安全に関する校内研修を実施した学校は90.0%、職員を校外研修に派遣した学校は72.6%である。

このように現職教員へは、学校安全・危機管理に関する研修の機会を設け、教職員の学校安全・危機管理に関する資質向上を図っている。また、大学院段階で、教職大学院で主として現職教員を対象にスクールリーダー養成を意図したコースでは、危機管理を主題とした授業科目を展開している（例えば、「学校危機管理の理論と事例演習」（兵庫教育大学教職大学院）、「学校危機管理の理論と実際」（東京学芸大学教職大学院）など）。

また、文部科学省（2017a）によると、2016年度の初任者研修の校内研修で安全指導（生活安全、交通安全、災害安全）、危機管理を研修内容とした教育委員会は、学校段階によって異なるが少なくとも80%を超える。

一方、教員養成段階で、各大学が教員を目指す学生に学校安全・危機管理を学ぶ機会をどの程度保障しているかは、定かではない。先行研究として、個別の授業科目の実践報告や事例研究はみられる（例えば、吉田（2015）、白石（2017））。

教員養成段階の学校安全・危機管理に関する教育の傾向を明らかにした先行研究には、国立大学附属学校における安全管理の在り方に関する調査研究会（2003）、根岸（2014）がある。国立大学附属学校における安全管理の在り方に関する調査研究会（2003）は、国立大学附属学校の管理職に、教員養成段階での学校安全に関するカリキュラムの有無を尋ねているが、10年以上前の調査であり、現状とは異なる可能性もある。根岸（2014）も、筆者と同様の問題意識で国立大学教員養成学部のカリキュラムを調査している。ただ、それは中央教育審議会（2015）による「見直しのイメージ」の影響が生じる以前の調査であり、より直近の実状をとらえているとはいえない。

そこで、本研究では、教員養成段階の教員を目指す学生が、学校安全・危機管理を、どの程度学ぶ機会があり、どのような内容を学んでいるかを明らかにすること、そしてそこから今後の課題を引き出すことを目的として、教職課程の調査を行う。

## 方 法

### (1) 学校安全・危機管理を取り上げた授業科目の抽出

国立の教員養成大学・学部（44校）がWeb上で公開している専門科目のシラバスを対象に全文検索を行い、教職課程で2017年度に開講されている「学校安全」または「危機管理」のいずれかを含む授業科目を抽出した。今回、「学校安全」または「危機管理」のみをキーワードとしたのは、「見直しのイメージ」は「学校安全への対応」として特定の内容ではなく「学校安全」を概括的に取り上げることを求めており、基礎的な「学校安全」とそれと概念的に大きな重なりを持つ「危機管理」という用語をシラバスに含むかが、概括的に学校安全・危機管理を取り上げているかどうかの指標となると考えたためである。

抽出された科目には、授業科目名称が異なるものの同一時間帯に、同一教員が担当している科目（旧カリキュラムと新カリキュラムで授業科目の名称のみが異なるなど）があったが、授業科目名のみが異なり、その他の内容が同一の場合は、1科目として分析した。また、担当教員が異なるものの、その他の内容が同一である場合（同一の授業科目をクラス分けして行っているなど）も1科目として分析した。

なお、「学校安全」又は「危機管理」をシラバスに含む授業科目でも、授業科目名、授業概要（目的・目標）、各回の授業計画にそれらの文言を含まない場合、分析対象から除外した（教科書のタイトルなどに含む場合）。さらに、「危機管理」は、学校の危機管理でない意味で用いている授業科目（大学生としての危機管理、博物館の危機管理など）も分析対象としなかった。

その結果、抽出された授業科目は、「学校安全」を含むものが102科目、「危機管理」を含むものが92科目であった。なお、「学校安全」と「危機管理」の両方を含む科目が32科目あるため、実際の分析対象とした授業科目数は、162科目である。

また、162科目のうち、分析対象とした各回の授業計画は合計で2246回である。分析対象から除外した授業計画は「オリエンテーション」、「試験」、「まとめ」と表記される授業内容に含まないものである。

### (2) 抽出された授業科目のシラバスの分析

抽出された授業科目のシラバスは、テキストマイニングという手法を用いて分析した。テキストマイニングは、テキストデータをコンピュータなどにより分解し、数量的に言葉同士の規則性を見出そうとする手法である。

テキストマイニングソフトにより、同義語をまとめたキーワードを抽出し、キーワード間の共通性をもとにカテゴリ化を行う<sup>1</sup>。自由記述の回答をどのカテゴリのキーワードを含むかで01型の2値データに置き換えることでテキストデータが数量的に分析可能となる。本研究では、テキストマイニングソフト（IBM SPSS Text Analytics for Surveys 3.0）を用いて分析を行った。

## 結 果

### (1) 分析対象の授業科目の概要

分析対象とした授業科目の概要は以下の通りである。

調査対象の44校の国立の教員養成大学・学部のうち、シラバスに「学校安全」又は「危機管理」のいずれかを含む授業科目があった大学は38校であり、最少は1科目、最多は14科目であった。一校当たりの平均は、3.68科目となる。

分析対象とした授業科目のうち、養護教諭を養成するカリキュラムあるいは養護教諭の教育職員免許状を取得するための科目が、40科目あった。

授業科目の分類としては、各大学の教育課程表や対象学生、授業科目名をもとに、(1) 教科に関する科目、(2) 教職の意義等に関する科目、(3) 教育の基礎理論に関する科目、(4) 教育課程及び指導法に関する科目、(5) 生徒指導、教育相談及び進路指導に関する科目、(6) 教育実習・教職実践演習、(7) 養護に関する科目、(8) 学校安全・危機管理に関する科目、に分類した。(1) から(7) までの分類は、教育職員免許法施行規則の教科に関する科目、養護に関する科目、教職に関する科目の分類に従った。(8) 学校安全・危機管理に関する科目は、その授業内容から、(1) ~ (7) の分類の一部として学校安全・危機管理を取り上げているのではなく、特定の教科や養護教諭に限定せず、学校安全・危機管理を取り扱っていると筆者が判断した科目を分類した。

表1は、科目の分類ごとの授業科目数である。教科に関する科目、養護に関する科目が合わせて59.4%を占める。次いで、教育の基礎理論に関する科目が12.1%、学校安全・危機管理に関する科目が9.1%と続く。

表1 科目の分類ごとの授業科目数

科目の分類	授業科目数
教科に関する科目	61 (37.0%)
養護に関する科目	37 (22.4%)
教育の基礎理論に関する科目	20 (12.1%)
学校安全・危機管理に関する科目	15 (9.1%)
教育課程及び指導法に関する科目	10 (6.1%)
教職の意義等に関する科目	9 (5.5%)
教育実習・教職実践演習	7 (4.2%)
生徒指導、教育相談及び進路指導等に関する科目	6 (3.6%)
総計	165 (100.0%)

(中学校・高等学校の保健体育の教科に関する科目と養護教諭の養護に関する科目を兼ねている科目があるため、総計は延べ授業科目数である。)

教科に関する科目は、保健体育の教科に関する科目がほとんどを占める。教育職員免許法施行規則では、中学校・高等学校の教育職員免許状を取得するために修得すべき教科に関する科目として、「学校保健（小児保健、精神保健、学校安全及び救急処置を含む。）」が含まれて

いる。また、養護に関する科目は、養護教諭の教育職員免許状を取得するために修得すべき科目に関する科目として、「学校保健」が含まれている。そのため、学校保健に関する授業科目の一部として、学校安全・危機管理を取り上げているものだけといえよう。

教育の基礎理論に関する科目では、代表的な授業科目として「教育の制度と社会」、「教育行政学」、「学校経営学」、「教育法制論」がある。教育職員免許法施行規則の分類でいえば、含めることが必要な事項の「教育の社会的、制度的又は経営的事項」に該当する。教育制度や教育法規に関する授業科目の一部として、学校安全・危機管理を取り上げているといえる。

学校安全・危機管理に関する科目に分類した授業科目は、その半数を大阪教育大学が開講している。授業科目名は同一であるが、授業担当者が異なり、授業内容も一部異なることから、本研究ではそれぞれ別の授業科目として分析している。大阪教育大学では、附属池田小学校の事件を受け、全学で学校安全に関する取り組みを進めている<sup>2</sup>。その一環として、「学校安全」、「学校安全教育」を必修科目として設置し、すべての学生が受講することとしている。

その他の学校安全・危機管理に関する科目は「防災教育論」（和歌山大学）、「学校安全・危機管理」（山口大学）、「学校の危機管理」（鳴門教育大学）、「学校教育危機管理論」（長崎大学）といった科目である。

全体の59.4%を「教科に関する科目」、「養護に関する科目」が占めており、学校安全・危機管理をシラバスに含む授業科目は、学校保健に関して学校安全や危機管理を学修する授業科目が多くを占める。そのため、教員養成段階の学生で、学校安全・危機管理に関して学修する可能性が最も高いのは、中等教育の保健体育科の教員を目指す学生か、養護教諭を目指す学生である。

一方、「見直しのイメージ」で、「学校安全への対応」を含めることとされた「教育の社会的、制度的又は経営的事項」は、分析対象の1割程度にとどまる。ただし、シラバス上は明示されず、判別できなかったものの「学校安全・危機管理に関する科目」に分類した授業科目にも、教育職員免許法施行規則上の「教育の社会的、制度的又は経営的事項」に該当する授業科目は存在しうる。しかし、先述のように「学校安全・危機管理に関する科目」に分類した授業科目は、特定の大学に偏っている。全体的には、中等教育の保健体育科教員か、養護教諭を目指す学生以外が、学校安全・危機管理に関して学修する機会はほとんどない。

## (2) 各授業科目の学校安全・危機管理の出現頻度

シラバスに「学校安全」又は「危機管理」を含む授業科目で、学校安全・危機管理に関する内容を授業回数のうち何回取り上げているかを示したものが、表2である。

表2 各授業科目の「学校安全」、「危機管理」カテゴリの出現回数

カテゴリ	出現回数	授業科目の分類								
		教科	教職の意義等	教育の基礎理論	教育課程及び指導法	生徒指導、教育相談及び進路指導等	教育実習・教職実践演習	養護	学校安全・危機管理	合計
学校安全	0	26.2%	88.9%	45.0%	0.0%	66.7%	57.1%	35.1%	20.0%	34.5%
	1	29.5%	11.1%	35.0%	90.0%	33.3%	14.3%	35.1%	0.0%	30.9%
	2	26.2%	0.0%	10.0%	10.0%	0.0%	14.3%	13.5%	6.7%	15.8%
	3	8.2%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	14.3%	5.4%	6.7%	5.5%
	4	4.9%	0.0%	10.0%	0.0%	0.0%	0.0%	2.7%	0.0%	3.6%
	5	3.3%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	5.4%	6.7%	3.0%
	6	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	20.0%	1.8%
	7	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	2.7%	13.3%	1.8%
	8	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	6.7%	0.6%
	9	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	6.7%	0.6%
	10	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	13.3%	1.2%
14	1.6%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.6%	
合計		100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%
危機管理	0	55.7%	0.0%	20.0%	10.0%	33.3%	14.3%	45.9%	13.3%	37.0%
	1	27.9%	100.0%	65.0%	80.0%	66.7%	42.9%	40.5%	60.0%	47.3%
	2	9.8%	0.0%	10.0%	10.0%	0.0%	14.3%	2.7%	13.3%	7.9%
	3	3.3%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	28.6%	5.4%	0.0%	3.6%
	4	1.6%	0.0%	5.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	1.2%
	5	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	5.4%	0.0%	1.2%
	6	1.6%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.6%
	8	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	13.3%	1.2%
合計		100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%
授業数の合計		61	9	20	10	6	7	37	15	165

全体では、授業計画で「学校安全」カテゴリの出現回数が最も多いのは、0回（34.5%）であり、2回までで81.2%である。「危機管理」では、1回（47.3%）が最も多く、2回までで92.2%を占める。

授業科目の分類ごとでは、「学校安全・危機管理に関する科目」は、「学校安全」の出現回数5回以上が66.7%を占める。しかし、その他の授業科目の分類では、授業の中で1回取り上げるかどうかである。授業計画として「学校の危機管理」あるいは「学校安全と危機管理」といった表現の授業科目がほとんどである。

授業科目の分類のうち「教科に関する科目」や「養護に関する科目」は、学校保健を取り扱う授業科目が多い。ここでは、学校安全・危機管理と関連する保健管理や保健教育を取り上げている。ただし、学校保健であり、学校安全・危機管理の身体の「健康」に関わることに限定される。例えば、授業科目名は「学校安全及び救急処置」であるが、授業計画が事故や怪我に対する救急蘇生や応急処置の方法論に焦点化した授業科目がある。

文部科学省（2010）は、学校安全を、日常生活での事件・事故に関する「生活安全」、自然災害等に関する「災害安全（防災）」、様々な交通場面での「交通安全」の三領域に分けている。学校保健の内容は、生活安全の領域には該当するが、他の災害安全や交通安全の領域との重なりは少ない。

### (3) 授業計画での学校安全・危機管理の取り扱い

分析対象とした授業科目のシラバスに示された各回の授業計画（合計2,246回）で、学校安全・危機管理をどの程度、どのように取り上げているかを分析した。

各回の授業計画で用いられた語の傾向が、表3である。なお、カテゴリは各回の授業計画で全体の5%以上（113回以上）の授業回数で出現したカテゴリに限定している。

全体では「保健管理」の15.9%が最多で、「学校」、「子ども」、「実際」、「学校安全」は10%以上の授業回数で出現している。

授業科目の分類ごとでは、出現率に異なった様相がある。各回の授業計画の37.1%を占める「教科に関する科目」では、出現率が10%以上のカテゴリは「保健管理」（22.0%）、「子ども」（19.5%）、「学校安全」（11.9%）、「救急」（11.6%）、「学校」（11.1%）、「保健教育」（10.2%）であり、全体の傾向とほとんど差がない。

「教職の意義等に関する科目」では、出現率が10%以上のカテゴリは「教職」（33.9%）、「教職員」（23.4%）、「教育」（21.8%）、「学校」（16.1%）、「学習指導」（14.5%）、「実際」（13.7%）、「生徒指導」（11.3%）である。教員の職務に関するカテゴリの出現率が高い。

「教育の基礎理論に関する科目」では、出現率が10%以上のカテゴリは「教育行政」（22.5%）、「法規」（20.8%）、「学校」（19.7%）、「教育」（15.2%）、「学校経営」（14.5%）、「学習指導」（12.1%）、「教職員」（10.7%）である。教育の社会的、制度的又は経営的事項に該当する科目が多いため、教育行政や教育法規、学校経営について多く取り

上げている。

「教育課程及び指導法に関する科目」では、出現率が10%以上のカテゴリは、「学習指導」（62.8%）、「特別活動」（28.3%）、「基礎」（24.8%）、「演習」（21.2%）、「学級」（14.2%）、「必要・重要」（13.3%）、「子ども」（11.5%）、「実験」（10.6%）である。教育職員免許法施行規則の「教育の方法及び技術（情報機器及び教材の活用を含む。）」に該当する授業科目だけでなく、「特別活動の指導法」に該当する授業科目や、理科の「各教科の指導法」に該当する授業科目も含むため、「学習指導」だけでなく、「特別活動」や理科の「実験」を取り上げている。

「生徒指導、教育相談及び進路指導等に関する科目」では、出現率が10%以上のカテゴリは「生徒指導」（46.6%）、「学校」（20.5%）、「対応」（17.0%）、「心」（17.0%）、「子ども」（15.9%）、「教職員」（14.8%）、「討議」（14.8%）、「視点」（13.6%）、「課題」（12.5%）である。生徒指導に関連して、心理やメンタルといった「心」や生徒指導上の「課題」への「対応」を取り上げている傾向がある。

「教育実習・教職実践演習」では、出現率が10%以上のカテゴリは、「学習指導」（32.6%）、「演習」（27.2%）、「実際」（22.8%）、「内容」（19.6%）、「課題」（18.5%）、「教職」（18.5%）、「実習」（18.5%）、「討議」（17.4%）、「学級」（17.4%）、「教職員」（15.2%）、「省察」（14.1%）、「保健管理」（14.1%）、「危機管理」（12.0%）、「特別支援教育」（12.0%）、「事例」（12.0%）、「生徒指導」（10.9%）、「家庭」（10.9%）、「指導」（10.9%）であり、「危機管理」カテゴリが1割以上の授業で用いられている。また、10%以上の出現率のカテゴリが最も多く、「演習」や「討議」、「実習」など内容だけでなく、授業方法もシラバスに示している傾向がある。

「養護に関する科目」では、出現率が10%以上のカテゴリは「保健管理」（27.3%）、「養護教諭」（16.6%）、「実際」（16.0%）、「保健教育」（12.5%）、「演習」（11.0%）、「学校」（10.2%）である。学校保健計画の作成や保健学習の実践などを取り上げている。

最後に「学校安全・危機管理に関する科目」では、出現率が10%以上のカテゴリは「学校安全」（36.9%）、「実際」（29.4%）、「事件・事故」（23.8%）、「学校」（23.4%）、「災害」（23.4%）、「対応」（18.7%）、「事例」（17.8%）、「危機管理」（13.6%）であり、当然ながら「学校安全」、「危機管理」に加え、「事件・事故」、「災害」といった学校安全・危機管理に関連する内容を取り上げている。

このように、授業科目の分類で学校安全・危機管理に関するカテゴリの出現率は異なる。「教科に関する科目」、「学校安全・危機管理に関する科目」を除くと、学校安全・危機管理に関するカテゴリの出現率は10%に満たない。ただ、学校安全・危機管理に関するカテゴリの出現率が10%に満たない「養護に関する科目」でも、学校安全・危機管理以外に取り上げる内容は、学校保健が中心である。そのため、「保健管理」や「保健教育」、「救急」といった、怪我等への応急処置や、感染症の予防といった学校安全・危機管理に関連する内容ではある。



しかし、「教科に関する科目」、「学校安全・危機管理に関する科目」、「養護に関する科目」以外の授業科目の分類の場合、「教育の基礎理論に関する科目」では「教育行政」、「教育課程及び指導法に関する科目」では「学習指導」、「生徒指導、教育相談及び進路指導等に関する科目」では「生徒指導」と、学校安全・危機管理の内容とは遠い内容の出現率が高い。つまり、授業科目で取り上げる様々な内容の一つとして、学校安全・危機管理も取り上げているにすぎないといえよう。

### (3) 学校安全・危機管理に関するカテゴリと他のカテゴリとの相関関係

次に、学校安全・危機管理に関する内容を取り上げた授業計画で、学校安全・危機管理に関するカテゴリ（「学校安全」、「危機管理」）と、共にどのような内容を取り上げているかを見ていく。授業科目の分類ごとに「学校安全」、「危機管理」との相関係数を算出したところ、次の結果となった（表4）。なお、授業科目の分類ごとに分析しているため、全体の出現率では5%未満のカテゴリも含めている。

表4 授業科目の分類ごとの学校安全・危機管理に関するカテゴリとその他のカテゴリとの相関係数

授業科目の分類	教科		教職の意義等		教育の基礎理論		教育課程及び指導法		生徒指導、教育相談及び進路指導等		教育実習・教職実践演習		養護		学校安全・危機管理	
	学校安全	危機管理	学校安全	危機管理	学校安全	危機管理	学校安全	危機管理	学校安全	危機管理	学校安全	危機管理	学校安全	危機管理	学校安全	危機管理
保健管理	-.092**	-.099**	-0.014	-0.044	.551**	0.034					.272**	.428**	-0.054	-.108*	0.104	.138*
学校	.385**	.113**	-0.04	.384**	0.114	.163**	.189*	.204*	-0.077	0.025	.231*	.362**	.367**	0.059	.173*	0.072
子ども	-.136**	-.076*	-0.025	-0.078	-0.02	-0.078	.256**	.278**	-0.066	-0.095	-0.063	-0.088	-0.061	-0.015	.170*	0.014
実際	.084*	-0.002	-0.036	-0.021	-0.062	-0.005	.318**	.342**	-0.048	0.121	-0.039	0.119	-0.001	-0.034	0.058	-0.106
学校安全	1	.223**	1	.322**	1	.141*	1	.844**	1	.333**	1	.581**	1	0.067	1	-.218**
学習指導	-0.043	-0.028	-0.037	-0.115	-0.013	-0.104	-.242**	-.212*	-0.029	-0.041	-0.184	-.256*	0.07	-0.021	.150*	-0.097
対応	.231**	.153**	-0.008	-0.025	0.02	.223**	.841**	.886**	-0.069	-0.099	0.109	.310**	0.034	.092*	-.292**	-.155*
危機管理	.223**	1	.322**	1	.141*	1	.844**	1	.333**	1	.581**	1	0.067	1	-.218**	1
保健教育	-.093**	-0.043	-0.016	-0.051	.222**	-0.016					-0.028	-0.039	-.114*	-0.074	-0.009	-0.047
救急	0.001	0.03	-0.008	-0.025	-0.016	.211**					-0.028	-0.039	-0.085	0.023	-0.13	-0.067
課題	.107**	0.007	-0.027	0.031	-0.05	0.093	.189*	.204*	0.173	-0.082	-0.126	0.084	0.067	-0.005	-.217**	-0.009
事件・事故	.215**	.204**			.179**	.167**	.189*	.204*	-0.045	-0.064			0.04	.109*	-.337**	-.189**
教育	-0.03	0.035	-0.048	0.003	-0.035	-0.082	-0.078	-0.074	-0.041	-0.059	-0.028	.284**	-0.043	-0.037	-0.074	-0.038
健康	-0.064	-0.012	-0.008	-0.025	0.072	-0.037	.583**	.615**			.564**	.405**	-0.071	-0.062		
事例	-0.04	-0.027	-0.028	-0.087	-0.022	.298**	0.142	0.157	-0.023	-0.033	0.174	0.174	0.01	-0.056	-.305**	0.03
健康診断	-.080*	-0.028	-0.012	-0.036	-0.022	-0.023					-0.028	.284**	-0.075	-0.088	-0.052	-0.027
災害	.145**	.083*			0.111	.234**	.583**	.615**			.695**	.498**	-0.047	.182**	-.331**	-0.122
連携	.073*	0.026	-0.02	-0.063	-0.083	0.005	-0.063	-0.06	-0.048	-0.069	-0.07	-0.097	-0.043	-0.037	-.202**	0.061
学校経営	-0.013	-0.008	-0.022	.201*	-0.03	-0.04	-0.063	-0.06	-0.029	.260*	-0.082	.243*	0.018	-0.035	-0.052	-.173*
学校環境衛生	-0.004	-0.027	-0.008	-0.025							-0.028	.284**	0.036	-0.06		
食育	-0.041	.104**			-0.039	0.053	.583**	.615**					0.003	0.07	-0.009	.185**
感染症	0.024	0.006	-0.008	-0.025	-0.016	-0.016	.583**	.615**					0.052	.117*		
怪我	0.034	-0.01			.222**	-0.016							-0.038	-0.033	0.074	-0.047
問題	0.023	-0.013			-0.031	-0.033	-0.031	-0.029	.292**	-0.054			-0.057	-0.004	-0.091	-0.047
特別支援教育	-0.059	-0.039	-0.008	-0.025	-0.031	-0.033	-0.063	-0.06	-0.029	-0.041	.310**	.277**	-0.043	0.024		
実習	-0.031	-0.021	-0.008	-0.025	-0.031	-0.033			-0.016	-0.023	.215*	0.17	-0.045	-0.039	-.169*	0.106
内容	-0.018	-0.032			-0.022	-0.023	-0.091	-0.086	.703**	-0.023	-0.13	-0.182	0.042	-0.028	0.09	-0.027
保健	-.072*	-0.048			.315**	-0.023							-0.049	-0.043		
環境	0.009	.123**	-0.008	-0.025	-0.022	-0.023	.189*	.204*	-0.016	-0.023			0.032	0.045	0.026	-0.038
現代	.126**	-0.028	-0.016	-0.051	-0.031	0.081	.375**	.400**	-0.023	-0.033			.193**	-0.035	-0.091	-0.047
理論	.181**	0.061			-0.031	-0.033	-0.031	-0.029			.695**	.498**	.167**	-0.03	-.245**	-0.109
構造	-0.007	0.032			-0.022	-0.023							0.018	-0.035	.226**	-0.015
組織	0.042	-0.015	-0.008	-0.025	-0.076	-0.08	.375**	.400**	-0.023	-0.033	-0.028	-0.039	-0.024	-0.021		
人権	0.021	-0.019	-0.016	-0.051	-0.055	-0.058	-0.063	-0.06	-0.033	-0.048	-0.028	-0.039	-0.02	.242**		
喫煙・飲酒・薬物防止	-0.038	-0.041			-0.016	-0.016	.288**	.303**								
身体	-0.051	0.005			-0.016	-0.016	.583**	.615**								
展望	0.021	-0.019	-0.022	-0.068	-0.016	-0.016	.583**	.615**					-0.02	-0.017	-0.052	-0.027
育成	.106**	.075*	-0.008	-0.025	-0.016	.211**									-0.009	0.069
人間関係					-0.016	-0.016			.237*	-0.064						
交通安全					.222**	.211**							-0.014	-0.012	0.01	0.029
多様さ			-0.008	-0.025	-0.027	-0.029			.488**	-0.033						

\*\* p. < .01 \* p. < .05

全体的には「学校安全」、「危機管理」カテゴリと強い相関関係にあるカテゴリは多くない。それは授業回数のうち、学校安全・危機管理を取り上げる回数が少なく、授業計画を「学校の危機管理」や「学校安全」など簡潔に表現しているためだと考えられる。

授業科目の分類ごとに相関関係を見ていくと、「教科に関する科目」で「学校安全」又は「危機管理」と

相関係数 (r) が絶対値で0.2以上である組み合わせは、「学校安全」と「学校」(r=0.385, p.<.01)、「学校安全」と「対応」(r=0.231, p.<.01)、「学校安全」と「危機管理」(r=0.223, p.<.01)、「学校安全」と「事件・事故」(r=0.215, p.<.01)、「危機管理」と「事件・事故」(r=0.204, p.<.01)であった。

「教職の意義等に関する科目」では、「危機管理」と

「学校」( $r=0.384, p<.01$ )、「学校安全」と「危機管理」( $r=0.322, p<.01$ )、「危機管理」と「学校経営」( $r=0.201, p<.01$ )であった。

「教育の基礎理論に関する科目」では、「学校安全」と「保健管理」( $r=0.551, p<.01$ )、「学校安全」と「保健」( $r=0.315, p<.01$ )、「危機管理」と「事例」( $r=0.298, p<.01$ )、「危機管理」と「災害」( $r=0.234, p<.01$ )、「危機管理」と「対応」( $r=0.223, p<.01$ )、「学校安全」と「保健教育」( $r=0.222, p<.01$ )、「学校安全」と「怪我」( $r=0.222, p<.01$ )、「学校安全」と「交通安全」( $r=0.222, p<.01$ )、「危機管理」と「救急」( $r=0.211, p<.01$ )、「危機管理」と「育成」( $r=0.211, p<.01$ )、「危機管理」と「交通安全」( $r=0.211, p<.01$ )であった。

「生徒指導、教育相談及び進路指導等に関する科目」では、「学校安全」と「内容」( $r=0.703, p<.01$ )、「学校安全」と「多様さ」( $r=0.488, p<.01$ )、「学校安全」と「危機管理」( $r=0.333, p<.01$ )、「学校安全」と「問題」( $r=0.292, p<.01$ )、「危機管理」と「学校経営」( $r=0.260, p<.05$ )、「学校安全」と「人間関係」( $r=0.237, p<.05$ )であった。

「教育実習・教職実践演習」では、「学校安全」と「災害」( $r=0.695, p<.01$ )、「学校安全」と「理論」( $r=0.695, p<.01$ )、「学校安全」と「危機管理」( $r=0.581, p<.01$ )、「学校安全」と「健康」( $r=0.564, p<.01$ )、「危機管理」と「災害」( $r=0.498, p<.01$ )、「危機管理」と「理論」( $r=0.498, p<.01$ )、「危機管理」と「保健管理」( $r=0.428, p<.01$ )、「危機管理」と「健康」( $r=0.405, p<.01$ )、「危機管理」と「学校」( $r=0.362, p<.01$ )、「危機管理」と「対応」( $r=0.310, p<.01$ )、「学校安全」と「特別支援教育」( $r=0.310, p<.01$ )、「危機管理」と「教育」( $r=0.284, p<.01$ )、「危機管理」と「健康診断」( $r=0.284, p<.01$ )、「学校安全」と「保健管理」( $r=0.272, p<.01$ )、「学校安全」と「学校」( $r=0.231, p<.05$ )、「学校安全」と「実習」( $r=0.215, p<.05$ )、「危機管理」と「学校経営」( $r=0.243, p<.05$ )、「危機管理」と「学習指導」( $r=0.256, p<.05$ )であった。

「養護に関する科目」では、「学校安全」と「学校」( $r=0.367, p<.01$ )、「危機管理」と「人権」( $r=0.242, p<.01$ )であった。

「学校安全・危機管理に関する科目」では、「学校安全」と「理論」( $r=0.245, p<.01$ )、「学校安全」と「構造」( $r=0.226, p<.01$ )、「学校安全」と「連携」( $r=0.202, p<.01$ )、「学校安全」と「課題」( $r=0.217, p<.01$ )、「学校安全」と「危機管理」( $r=0.218, p<.01$ )、「学校安全」と「対応」( $r=0.292, p<.01$ )、「学校安全」と「事例」( $r=0.305, p<.01$ )、「学校安全」と「災害」( $r=0.331, p<.01$ )、「学校安全」と「事件・事故」( $r=0.337, p<.01$ )であった。

学校安全・危機管理に関するカテゴリとの相関係数を見ると、共通して「学校安全」又は「危機管理」と「学校」及び、「学校安全」と「危機管理」の相関係数が見いだされる。前者は、各回の授業計画では、「学校の

危機管理」のように概括的に表現され、後者は、「学校安全と危機管理」といった表現がされている。

一方、各回の授業計画では、授業科目の分類によって学校安全・危機管理に関するカテゴリと共に出現するカテゴリに違いがある。

「教科に関する科目」では、学校保健の授業科目であることから、「対応」や「事件・事故」との弱い相関関係がある。具体的には、怪我への対応や心肺蘇生法などを学校安全・危機管理として取り上げている。一方、同様に学校保健の授業科目が中心の「養護に関する科目」では、「学校安全」、「危機管理」と相関関係にあるカテゴリは少ない。授業計画では、具体的な内容が示されず、単に「学校安全」、「危機管理」としか示されていない授業科目が多い。

「教育課程及び指導法に関する科目」では、学校安全・危機管理に関するカテゴリが全体の授業計画で出現率が低い。そのため、学校安全・危機管理と共に取り上げる機会も限定的である。例えば、「安心・安全な学校体制(防災教育、安全指導、危機管理等)、児童生徒の体力向上と健康(食育、アレルギー対応、感染症への対応等)」(教育方法・技術)、「学校安全(安全教育と安全管理、観察実験の心構えなど)」(理科指導法)のように様々な内容を1回の授業で取り上げている。

また、「学校安全・危機管理に関する科目」では、他の授業科目分類と異なり、「学校安全」、「危機管理」のカテゴリと「対応」や「事件・事故」、「災害」といったカテゴリとが、弱い負の相関関係となっている。学校安全や危機管理に関する授業内容として、災害や事件・事故への対応方法を学ぶといったことは想定しやすい。しかし、「学校安全・危機管理に関する科目」に分類した授業科目では、そうした実践的・具体的な内容ではなく、「理論」や「構造」といったカテゴリと「学校安全」、「危機管理」との正の相関関係がみられる。

表5は、「学校安全・危機管理に関する科目」に分類した授業科目の各回の授業計画である。

表5 「学校安全」(大阪教育大学)の授業計画

第1回	学校安全の概念
第2回	安全教育と安全管理
第3回	安全教育－基本事項－
第4回	安全学習と安全指導の展開 (小学校)
第5回	安全学習と安全指導の展開 (中学校)
第6回	安全学習と安全指導の展開 (高等学校)
第7回	附属池田小学校事件の概要
第8回	学校における危機管理体制
第9回	防災・防犯訓練の実際
第10回	事件・事故発生時における対応の基本的考え方
第11回	事件・事故発生時における対応の実際Ⅰ
第12回	事件・事故発生時における対応の実際Ⅱ
第13回	事件・事故発生時における対応の実際Ⅲ
第14回	応急手当の理論と実際
第15回	学校事故と災害共済給付制度



表5の授業科目では、前半は学校安全に関する基本概念を理解する、どのように安全学習や安全指導を展開するかを学ぶ理論的な内容が中心と思われる。また、危機管理体制や災害給付制度など制度的な構造を理解する内容も含む。事件や事故の発生時に具体的な対応の実際に関する回もあるが、全体的には理論的な内容と実践的な内容のバランスが取れている。

一方、表6は、「見直しのイメージ」で「学校安全への対応」を含めることが求められた「教育の基礎理論に関する科目」（「教育の社会的、制度的又は経営的事項」）の授業計画である。

表6 「教育の社会的、制度的又は経営的事項」に関する科目の授業計画例

第1回：公教育の成立過程
第2回：教育制度の構成原理1—教育の機会均等・無償性
第3回：教育制度の構成原理2—無償性・中立性
第4回：憲法の教育規定と教育を受ける権利
第5回：学校制度1—学校の成立
第6回：学校制度2—複線型学校制度と単線型学校制度
第7回：教育病理をめぐる法的問題—いじめ・体罰
第8回：学校組織と学校マネジメント
第9回：学校経営と教職員の職務
第10回：教育委員会制度と学校経営
第11回：教職員管理
第12回：児童生徒管理
第13回：学校評価
第14回：学校の危機管理
第15回：生涯学習社会と学校

表6の授業科目では、教育に関する社会的、制度的又は経営的事項として、教育制度や学校制度、学校経営などを取り上げている。これらの内容は、教育に関する社会的、制度的又は経営的事項に関する科目としては、典型的な内容である。この授業科目では、第14回に「学校の危機管理」を取り上げている。もちろん、第7回はいじめや体罰を取り扱う回など他の回でも学校安全・危機管理に関する内容に触れることができよう。ただ、シラバス上で学校安全・危機管理に関して取り扱うことを明示しているのは、1回に過ぎない。

## 考 察

結果をまとめると以下のことが指摘できる。

- (1) 保健体育科教員と養護教諭への偏重
- (2) 取り扱われる回数の少なさ
- (3) 他の授業内容とのつながりの少なさ

確かに学校現場で事件・事故に遭遇する可能性を考えると、保健体育科教員と養護教諭を目指す学生が、学校保健を必修の学修内容とすること、その授業で学校安全・危機管理を学ぶことは重要である。しかしながら、学校安全・危機管理が求められているのは、保健体育科

教員と養護教諭だけではない。

例えば、仙台市教育委員会（2017）は教員としての力量の構成要素として、初任から5年経験までの「育成期」では、危機管理・安全管理について「いじめ防止、心のケア、食物アレルギー対応など児童生徒に係る安全配慮義務について理解する。事故発生に伴う適切な対応の在り方を理解する。」ことを求めている。また、横浜市教育委員会（2017）では、横浜市教育委員会が着任時に求める姿として、危機管理について「危機管理の重要性を理解し、危機を察知した場合に、素早い行動をとろうとしている。」ことを設定している。

初任者あるいは採用時に学校安全・危機管理に関する理解や態度が求められる現状で、教員養成段階ですべての学生が学校安全・危機管理について学修することは重要である。ただ、本研究の結果からは、文部科学省（2017b）による「教員養成については、学校安全に係る基礎的内容に関する講義を必修科目として開講するなど、教員を志す学生の意識啓発を含めた資質・能力の向上に力を入れている大学もある一方、全ての大学でそのように充実した取組が行われているわけではない。」という指摘がそのまま当てはまる現状にあることが明らかである。

さらに、分析の対象とした授業科目でも、取り扱われる回数は非常に少ない。「学校安全・危機管理に関する科目」に分類した、大阪教育大学の「学校安全」や、和歌山大学の「防災教育論」、岩手大学の「いわての復興教育」のように、学校安全・危機管理を授業内容の中心として、各大学の地域の実情に応じて設定した科目も一部では開講されている。大阪教育大学の「学校安全」は、附属池田小学校の事件を受けて必修科目化された授業科目である。ただ、和歌山大学の「防災教育論」では、授業概要に「和歌山県周辺では、南海トラフや活断層の地震が心配されている。」と明記されており、岩手大学の「いわての復興教育」も、東日本大震災後の課題意識に応えたものである（土屋、2015）が、いずれも選択科目であり当該大学の教員養成段階の学生がすべて履修するわけではない。

つまり、大多数の教員養成大学・学部の実状は、学校安全・危機管理を授業で取り上げるかどうかは、担当教員次第である。学校安全・危機管理に関する学校現場での関心に応え、一部の大学教員が自らの授業科目で、学校安全・危機管理を取り上げている。それは、従来から開講している授業科目で、様々な取り上げるべき内容がある中で、1回程度を割くことが実現可能なラインということであろう。

本研究の結果に対応するように、中央教育審議会（2015）が示した「見直しのイメージ」では、どの学校段階でも「学校安全への対応」を教職課程に含めることを求めている。また、教職課程コアカリキュラムの在り方に関する検討会（2017）が示した教職課程コアカリキュラムでは、「学校安全への対応」に関する一般目標を「学校の管理下で起こる事件、事故および災害の実情を

踏まえて、学校保健安全法に基づく、危機管理を含む学校安全の目的と具体的な取組を理解する。」、到達目標を「学校の管理下で発生する事件、事故及び災害の実情を踏まえ、危機管理や事故対応を含む学校安全の必要性について理解している。」、「生活安全、交通安全、災害安全の各領域や我が国の学校をとりまく新たな安全上の課題について、安全管理および安全教育の両面から具体的な取組を理解している。」と規定している。

2019年度入学者から、各大学の教職課程はこの「教職課程コアカリキュラム」に沿って教育課程を編成することが求められる。そのため、教員を目指すすべての学生が、「学校安全への対応」を学修することになる。しかし、それは「教育に関する社会的、制度的又は経営的事項（学校と地域との連携及び学校安全への対応を含む。）」という枠の中であり、必ずしも学校安全・危機管理に焦点化した授業科目を開講するとは限らない。

現行の教育職員免許法施行規則では、「教育の基礎理論に関する科目」に含めることを必要とする事項として「教育に関する社会的、制度的又は経営的事項」を示している。それが、改正案では「見直しのイメージ」の通り、「教育の基礎的理解に関する科目」に含めることが必要な事項として「教育に関する社会的、制度的又は経営的事項（学校と地域との連携及び学校安全への対応を含む。）」と内容が追加されている。

また、「教職課程コアカリキュラム」は、社会的事項、制度的事項、経営的事項の到達目標も示し、さらに学校と地域との連携についても内容に含めることとした。もし、こうした状況に対し、各大学の教職課程が、従来の「教育社会学」（教育の社会的事項）、「教育行政学」（教育の制度的事項）、「教育経営学」（教育の経営的事項）といった授業科目と別に、新たに「学校と地域との連携」や「学校安全への対応」の授業科目を開講するならば、学校安全・危機管理を教員養成段階の学生が、理論的にも実践的にも学修することができよう。

ただ、各大学がそのように対応することはあまり期待できない。それは、「見直しのイメージ」では、新たに含めることが求められる事項として「特別の支援を必要とする幼児、児童及び生徒に対する理解（1単位以上修得）」「総合的な学習の時間の指導法」を項目として追加し、既存の事項に「チーム学校への対応」や「カリキュラム・マネジメント」、「キャリア教育に関する基礎的な事項」を追加している。「見直しのイメージ」は、教職課程で様々な内容を新たに必ず含めることを求めており、各大学としてはそれぞれに対応した授業科目を追加することは容易ではないだろう。

「教育の社会的、制度的又は経営的事項」に限定しても、文部科学省初等中等教育局教職員課（2017）は、2019年度入学者からの各大学の教職課程に「教職課程コアカリキュラム」に対応して、教育の社会的事項、制度的事項又は経営的事項のいずれかと、学校と地域との連携、学校安全への対応のすべてを、いかなる履修の組み合わせでも学修できることを求めている。

各大学が一科目で対応しようとするならば、15回に、教育の社会的事項、制度的事項又は経営的事項のいずれかと、学校と地域との連携、学校安全への対応も含んだ授業科目を設定せざるをえない。そうすると、学校安全・危機管理は、本研究で明らかとなった実態から大きく変わることはない。各授業科目で、1・2回程度、学校安全・危機管理を概括するにとどまる。むしろ、「教職課程コアカリキュラム」があるがゆえに、授業内容の自由度は狭まってしまいかねない。

学校安全・危機管理の領域は「生活安全」、「災害安全（防災）」、「交通安全」と大きく3つに分かれるが、それぞれに含めるべき具体的な事項はあまりにも多い。また、事件や事故へのリスク・マネジメントとクライシス・マネジメントという段階による違いや、活動としては「安全管理」や「安全教育」、「組織活動」をも含むものである。

学校安全・危機管理の必要性は誰もが疑うものではない。しかしながら、学校安全・危機管理に関して教職課程で取り上げる場合、何をどこまで取り上げるかを明確にしておく必要がある。教職課程の「見直しのイメージ」を示した答申を中心となって作成した中央教育審議会教員養成部会でも、その点が明確に議論されたとはいえない。文部科学省がWebページで公開している議事録でも、学校安全・危機管理は「見直しのイメージ」の素案を示した際に、「学校安全への対応」を追加すると説明した程度である。そこでは、養成段階の教職課程で学校安全・危機管理について、何を、どのように、どの程度学ぶべきかという議論はなされていない。

中央教育審議会スポーツ・青少年分科会学校安全部会（2014）は、学校安全に関する教員養成の課題として「たとえ新任教員であっても赴任したその日から、学校管理下における児童生徒等の安全を確保する義務が生ずることから、教員の養成・研修の各段階でどのような形で学校安全について取り扱うかについて、国の教員養成全体の議論の中で更なる検討が必要である。」と指摘した。

現状の教員養成改革は、それに十分に答えられないまま、各大学の教職課程に「学校安全への対応」を含めることを求めている。これは「学校安全への対応」の取り上げ方に、現在と同様に授業担当者の裁量を認めているという見方もあるだろう。ただ、「学校安全への対応」として、学校の教員に何を、どのように、どの程度求めるかをあいまいにしたまま、すべての教職課程で「学校への対応」が教えられるならば、学校安全・危機管理が包含するすべての領域、段階、活動に高いレベルで対応することが教員に求められるというメッセージを養成段階の学生に送ってしまうことにもなりかねない。学校安全・危機管理という分野だからこそ、資質能力に教員間で差があってはならない。教員の「個性」として許容される分野ではないからこそ、教員に（少なくとも養成段階では）学校安全・危機管理の何を、どの程度求めるかを明らかにすることが今後の課題として挙げられる。

## 引用・参考文献

教職課程コアカリキュラムの在り方に関する検討会 (2017) 『教職課程コアカリキュラム』

国立大学附属学校における安全管理の在り方に関する調査研究会 (2003) 『国立大学附属学校における安全管理の在り方に関する調査研究会報告』

白石龍生 (2017) 「学校安全教育の実践と評価に関する研究」『大阪教育大学紀要第IV部門』第65巻第2号、137-144ページ。

仙台市教育委員会 (2017) 『センター研修2017』

中央教育審議会 (2015) 「これからの学校教育を担う教員の資質能力の向上について～学び合い、高め合う教員育成コミュニティの構築に向けて～ (答申)」

中央教育審議会スポーツ・青少年分科会学校安全部会 (2014) 『学校における安全教育の充実について (審議のまとめ)』

土屋明弘 (2015) 「防災と復興に向き合う教員養成プログラム ～「いわての復興教育」の成果と課題～」『地域社会のレジリエンスとキャパシティ・ビルディングー被災地での岩手大学の実践と検証ー (第3回国連防災世界会議 岩手大学パブリック・フォーラム)』37-40ページ。

根岸千悠 (2014) 「国立大学教員養成学部における学校安全に関する教育の取り組み状況について」藤川大祐 (編) 『社会とつながる学校教育に関する研究 (2) (千葉大学人文社会科学研究所研究プロジェクト報告書)』第277集、15-20ページ。

文部科学省 (2003) 『学校の安全管理に関する取り組み事例集』

文部科学省 (2010) 『「生きる力」をはぐくむ学校での安全教育』

文部科学省 (2017a) 「初任者研修実施状況 (平成28年度) 調査結果及び参考資料」 [http://www.mext.go.jp/a\\_menu/shotou/kenshu/1396756.htm](http://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/kenshu/1396756.htm) (2017年10月31日閲覧)

文部科学省 (2017b) 『第2次学校安全の推進に関する計画』

文部科学省初等中等教育局教職員課 (2017) 『教職課程認定申請の手引き (平成31年度開設用再課程認定)』(暫定版、平成29年7月7日)

文部科学省初等中等教育局健康教育・食育課 (2017) 「学校安全の推進に関する計画に係る取組状況調査 (平成27年度実績)」

横浜市教育委員会 (2017) 『横浜市教員のキャリアステージにおける人材育成指標』

吉田利弘 (2015) 「「環境・防災教育」における担当授業の省察:「学校安全」に関する2時間の授業を通して」『教育復興支援センター紀要』第3巻、35-43ページ。

<sup>1</sup> 例えば、「学校安全」カテゴリには、「学校安全」という語のほかに、「安全管理」や「安全教育」、「安全指導」、「学校安全計画」といった語が含まれる。「危機管理」カテゴリには、「危機管理」や「危機管理体制」、「リスクマネジメント」、「危機対応」、「危険」といった語が含まれている。

<sup>2</sup> 大阪教育大学「学校安全情報」  
<https://osaka-kyoiku.ac.jp/safety/index.html> (2017年10月31日閲覧)